

福山市キャリア教育支援事業補助金

【 申請ガイド 】

福山市産業振興課

TEL : (0 8 4) 9 2 8 - 1 0 4 0

開設時間：平日 8 : 3 0 ~ 1 2 : 0 0

1 3 : 0 0 ~ 1 7 : 1 5

※土日祝日除く

申請期間：2026年4月1日(水)～12月28日(月)

【 目 次 】

1	事業概要	1
2	補助内容	1
3	申請受付期間	3
4	補助対象期間	3
5	補助対象経費	3
6	補助対象外となる経費	4
7	申請書類	5
8	補助金交付決定後の流れ	5
9	契約・支払いの確認に必要な書類及び注意点	6
10	補助金交付額の確定及び交付	7
11	その他	8

1 事業概要

大学生等が福山市内の中小企業等の事務所等に就職を目的とした職場体験又は企業見学を行うバスツアーの実施に必要な経費の一部を補助するものです。

2 補助内容

(1) 補助対象者

次の条件のうちいずれかの方が申請できます。

- ・大学等（大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専修学校等）
※キャリアセンター等の就職支援を行う部署は「大学等」に当てはまります。
- ・学生団体等（構成員の過半数が大学等の在學生で、継続的に活動している団体）
※学生サークルは「学生団体等」に当てはまります。
- ・団体等（特定非営利活動法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人のうち、学生を対象とする事業を行う団体）

(2) 補助対象事業

次のすべてに当てはまる事業が補助の対象です。

- ・大学等又は大学等の許可を受けた者が実施する
- ・福山市内に本社又は事業所を有する**中小企業者等**を訪問する
- ・就職を目的とした職場体験又は企業見学である
- ・大学生等が5人以上参加する

訪問先の企業選定に、こちらも御活用ください。

- ・グリーンな企業チャレンジ宣言企業一覧

⇒ <https://sdgs.fukuyama-city.jp/green/declaration/index.cgi>



- ・キャリア教育促進のための企業情報 Web サイト

⇒ https://sdgs.fukuyama-city.jp/green/career/index.cgi?c=green_ces_company-1



※中小企業者等に含まれない企業も掲載されています。中小企業者等の定義は2ページを御確認ください。

【中小事業者等とは】

事業者の種類	定義
中小企業者	中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に掲げる者及び中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項第2号の規定に該当する者
特定非営利活動法人	特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に規定する特定非営利活動法人
公益法人等	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）に規定する一般社団法人及び一般財団法人、並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）に規定する公益社団法人及び公益財団法人
医療法人	医療法（昭和23年法律第205号）に規定する医療法人
社会福祉法人	社会福祉法（昭和26年法律第45号）に規定する社会福祉法人
協同組合等	法人税法（昭和40年法律第34号）に規定する協同組合等
保育所・幼稚園・認定こども園等運営事業者	私立学校法（昭和24年法律第270号）に規定する学校法人 宗教法人法（昭和26年法律第126号）に規定する宗教法人のうち、児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する保育所 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する幼稚園 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）に規定する認定こども園 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に規定する地域型保育事業 子ども・子育て支援法第7条第10項第4号から第8号までに規定する子ども・子育て支援施設等
その他市長が認める者	上記以外で事業を営む者であって、市長が適当であると認めるもの

【中小企業者とは】 資本金又は常勤の従業員が次に示す数字以下となる会社又は個人をいいます。

業種分類	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
製造業・建設業・運輸業	3億円	300人
卸売業	1億円	100人
小売業	5千万円	50人
サービス業	5千万円	100人
ゴム製品製造業（※）	3億円	900人
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円	300人
旅館業	5千万円	200人
その他の業種（上記以外）	3億円	300人

※自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。

【みなし大企業とは】

1 発行済株式の総数又は出資価額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者
2 発行済株式の総数又は出資価額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者
3 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者

(3) 補助率と補助上限額

補助対象と認められる経費の2分の1（千円未満切り捨て）

- ・市内の補助対象者 5万円
- ・市外の補助対象者 10万円

(4) 補助対象経費

次の経費のうち、領収書等の支払が証明できる書類を提出できるものが対象です。

- ・バス賃借料
- ・高速道路料金
- ・運転手に係る費用
- ・その他、市長が認める経費

※消費税や、他に補助を受けている経費については**対象外**です。

3 申請受付期間

2026年（令和8年）4月1日（水）から2026年（令和8年）12月28日（月）まで

4 補助対象期間

交付決定日から2027年（令和9年）2月26日（金）まで

（ただし、2026年（令和8年）4月1日（水）以降で、交付決定前に着手した経費も契約・支払いの確認（契約書や発注書、領収書等）ができれば対象とすることができます。）

5 申請から交付までの流れ

(1) 申請

①窓口持参②郵送③電子メールのいずれかの方法で申請書類を提出してください。

いずれの提出方法でも、**2026年（令和8年）12月28日（月）17時15分必着**です。

※かならず**事業実施前**に申請してください。

※先着順のため、予算がなくなり次第、申請受付を終了いたします。

(2) 交付決定の判断

申請内容について、審査の上、交付決定を判断し、補助金交付の可否を通知書にて御連絡いたします。審査には最大で1か月程度要する場合がございます。

(3) 事業実施・報告

交付決定後は、審査内容に基づいた取組を実施し、**実施から30日以内又は2027年（令和9年）2月26日（金）のいずれか早い日までに事業報告を行ってください。**

(4) 交付額の確定・入金

事業報告書に基づいた完了検査を経て、補助金額が確定したら、補助金交付額確定通知書を送付後、指定の振込口座へ入金します。

6 申請書類の提出・留意事項

(1) 申請書類の提出

窓口持参、郵送（12月28日 必着）又は電子メール（12月28日 17時15分まで）により申請してください。

※FAXによる提出は受け付けません。

※受領後、不備がある場合や、記載漏れがあった場合は再度提出していただきます。

電話での事前相談も受け付けていますので、御相談ください。

<提出・お問合せ先>

福山市 経済環境局経済部 産業振興課

TEL：084-928-1040

（受付時間：8：30～12：00 13：00～17：15）※土日祝日を除く

MAIL：koyouroudou@city.fukuyama.hiroshima.jp

【申請書類の郵送先】※ラベルとして利用する場合は、コピーしてお使いください。

〒720-8501

福山市東桜町3番5号 福山市役所 7階

福山市 産業振興課 宛

【福山市キャリア教育支援事業補助金 申請書在中】

(2) 申請時の留意事項

ア 補助金交付申請書（様式第1号）は電子メールによる提出又はA4用紙に出力し（ホッチキス留め不可）、必要書類を添付して窓口持参若しくは郵送で提出してください。

イ 申請期間最終日の時点で不備のある申請書類は受け付けません。

ウ 書類を提出する者及び連絡担当者は、申請者の構成員に限ります。

エ 必要に応じて、追加資料の提出及び説明等を求めることがありますので、申請書類は受付最終日から余裕をもって送付してください。

オ 書類作成に係る経費は、申請者の負担となります。提出された申請書類は返却しません。

カ 申請書類は、写しを必ず保管してください。

7 申請書類

全員が提出する書類		入手先
ア	補助金交付申請書（様式第1号）	福山市 HP 事務局
イ	事業計画書（様式第2号）	福山市 HP 事務局
ウ	事業収支予算書（様式第3号）	福山市 HP 事務局
エ	補助対象経費の詳細が確認できる書類（見積書の写し等）	各自入手
オ	誓約書兼同意書（様式第4号）	福山市 HP 事務局
学生団体等又は団体等が申請する場合に提出する書類		入手先
カ	活動許可書（様式第5号）	福山市 HP 事務局
キ	活動状況が確認できる書類（規約、パンフレット等）	各自入手
ク	構成員が確認できる書類（名簿等）	各自入手
当てはまる場合に提出する書類		入手先
ケ	支払相手方登録依頼書 ※福山市から支払を受けたことがない場合（新規）、登録内容を変更する場合（変更）に提出が必要です。事前に事務局へ御確認下さい。	福山市 HP 事務局

※書類への押印は不要です。（活動許可書（様式第5号）は学校の印が必要です。）

※納税状況によっては、担当者から連絡をする場合があります。御不明な点等ございましたらお問い合わせください。

8 補助金交付決定後の流れ

補助金交付決定後は、申請内容に基づいた取組を実施してください。

※補助金の交付は、事業報告に基づいて行います。事業報告には、実施状況及び支払を確認するための書類提出が必要です。

交付決定後に変更や取下げをする場合

全員が提出する書類		入手先
ア	事業計画変更・取下げ承認申請書（様式第7号）	福山市 HP 事務局
イ	変更後の事業計画書（様式第2号）	福山市 HP 事務局
ウ	変更後の事業収支予算書（様式第3号）	福山市 HP 事務局
エ	変更後の補助対象経費の詳細が確認できる書類（見積書の写し等）	各自入手

申請内容を**変更・中止**する場合や、申請者の情報を変更した場合は、事前に承認を受ける必要があります。福山市産業振興課へ①窓口持参②郵送③電子メールのいずれかの方法により次の書類を提出してください。

ただし、補助金の額及び事業内容の**変更がなく**、かつ**補助対象経費を20パーセント以内で増減**する場合は、**提出不要**です。※計画変更で**補助対象経費が増額**となった場合でも、補助金の額は**当初交付決定額が上限**になります。

9 契約・支払いの確認に必要な書類及び注意点

必要な書類は、次のとおりです。

支払い方法	必要書類	備考
振込	振込明細書	
現金 (Pay Pay等のキャッシュレス決済含む)	領収書	※①
クレジットカード	領収書	※②
	カード利用代金明細書	※③
	カード決済口座の通帳該当部分	※④

- ※①・当該領収書には、宛先（補助事業対象者名、法人の場合は宛名が法人名のもの）、領収日、領収金額、金額の内訳、発行者名・所在地・電話番号の記載が必要です。
- ・消費税及び地方消費税が含まれているかどうか領収書に明記してください。
 - ・振込による支払いのため領収書がない場合は、金額の内訳が分かるもの（見積書、請求書又は納品書）と併せて振込明細書を御提出ください。
 - ・金額の内訳については、レシート等の内訳が分かるものの添付でも結構です。
 - ・Pay Pay等のキャッシュレス決済により支払った場合、アプリケーションの使用履歴等では領収書の代替とは見なしません。

- ※②・当該領収書には、宛先（補助事業対象者名、法人の場合は宛名が法人名のもの）、領収日、領収金額、金額の内訳、発行者名・所在地・電話番号の記載が必要です。
 （また、クレジットカード払いであること及び金額の内訳が明記されているもの）
- ・消費税及び地方消費税が含まれているかどうか領収書に明記してください。
 - ・クレジットカード払いであることが明記されていない場合、クレジットカード利用時に発行される「お客様売上票（お買上票）のお客様控え」を添付してください。
 - ・金額の内訳が明記されていない場合、レシート等の内訳が分かるものを添付してください。納品書等で内訳が確認できれば、レシート等の添付は不要です。

※③インターネットにより明細を印刷したものでも構いません。

※④口座からの引き落としが補助対象期間内に完了している必要があります。

支払いに関する主な注意点は、次のとおりです。

- （１）団体等の場合、個人名義又は個人口座から振込みを行った経費は補助対象外です。
- （２）関連会社経由等、補助事業対象者名義の金融機関の口座から直接振り込んでいない場合は対象外です。
- （３）手形、小切手、電子債権により支払った経費は、補助対象外です。
- （４）補助対象経費の支払いとその他の取引の支払いは、原則混合して行わないでください。
- （５）ポイントによる支払いは補助対象外です。支払いの一部をポイントで支払った場合は、当該金額を差し引いた金額を補助の対象とします。
- （６）他の取引と相殺して支払った経費は、補助対象外です。
- （７）インターネットバンキングを利用する場合は、振込先の名義と口座番号を確認するため、インターネットの振込画面（又は振込履歴）と通帳（又は当座勘定照合表）の写しの提出が必要です。
- （８）契約・支払確認にかかる書類の宛先は、補助事業対象者名であることが必要です。

10 補助金交付額の確定及び交付

補助事業完了の日から起算して30日以内又は2026年（令和8年）2月26日（金）のいずれか早い日までに、補助金交付額確定に必要な事業報告書等、次の書類を**窓口持参、郵送（2月26日必着）又は電子メール（2月26日 17時15分まで）**により提出してください。

提出された事業報告書に基づき、完了検査を経て、補助金額が確定します。

※FAXによる提出は、原則受け付けません。

※受領後、不備がある場合や、記載漏れがあった場合は再度提出していただきます。

電話での事前相談も受け付けていますので、御相談ください。

全員が提出する書類		入手先
ア	事業実績報告書（様式第9号） 【原本】	福山市HP 福山市窓口
イ	収支決算書（様式第10号） 【原本】	福山市HP 福山市窓口
ウ	事業状況報告書（様式第11号） 【原本】	福山市HP 福山市窓口
エ	経費明細書類 【写し】	「12 契約・支払いの確認に必要な書類及び注意点」に記載した領収書等の写し 各自保管分

なお、補助金の額は実績に基づくため、補助金交付決定額から減額となることがあります。
補助金額の確定後、補助金交付額確定通知書を送付後、指定の振込口座へ入金します。

事業報告提出時の留意事項

- ア 事業実績報告書（様式第9号）は電子メールによる提出又はA4用紙に出力し（ホッチキス留め不可）、必要書類を添付して提出してください。
- イ 帰着日又は支払いが完了する日のいずれか遅い方から起算して30日以内又は2027年（令和9年）2月26日のいずれか早い日までに報告書類を提出してください。
- ウ 報告書類を提出する者及び連絡担当者は、申請者の構成員に限ります。
- エ 必要に応じて、追加資料の提出及び説明等を求めることがあります。
- オ 書類作成にかかる経費は、申請者の負担となります。提出された報告書類は返却しません。
- カ 報告書類は、写しを必ず保管してください。

<提出・お問合せ先>

福山市経済部産業振興課

TEL：(084) 928-1040

報告期間：交付決定日～2027年（令和9年）2月26日（金）

受付時間：8：30～12：00 13：00～17：15 ※土日祝日を除く

MAIL：koyouroudou@city.fukuyama.hiroshima.jp

【報告書類の郵送先】 ラベルとして利用する場合は、コピーしてお使いください。

〒720-8501

福山市東桜町3番5号 福山市役所 7階 産業振興課 宛

【キャリア教育支援事業補助金 報告書在中】

1.1 その他

- (1) 国、県、市町及び各種産業支援機関等が実施する他の制度（補助金等）の支援を受けている場合、経費の重複を確認するため、該当機関に確認を行う場合があります。
- (2) 本事業について検証及び評価を行うため、事後にアンケートを行います。
- (3) 本市ホームページ等において、採択事業者及びその取組等を情報発信する場合があります。採択事業者は、画像素材等、当該公表に必要となる情報等の提供に協力するものとします。また、当事業によって行った成果等について、必要に応じて公表する場合があります。
- (4) この申請ガイドに記載のない事項は、福山市キャリア教育支援事業補助金交付要綱及び福山市補助金交付規則に定めるところによるものとします。

以上